

規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・四五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第四第十号中「第十一項」を「第十項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。